

議案第33号参考資料2

利根町医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。_____ _____ _____ _____ ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者（<u>65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</u>） イ 手帳_____の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、じん臓若しくは呼	第1条省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。<u>ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。</u> ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳_____の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者_____ _____ イ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、じん臓若しくは呼

吸器又はぼうこう若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者（65歳以上75歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において，知能指数が35以下と判定された者（65歳以上75歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

エ 手帳_____の交付を受けた者で，その障害の程度が省令別表の3級_____に該当し，かつ，児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知能指数が50以下と判定された者（65歳以上75歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給対象となった児童

カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表1級に該当する障害年金等受給権者（65歳以上75歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

吸器又はぼうこう若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者_____

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において，知能指数が35以下と判定された者_____

エ 身体障害者手帳_____の交付を受けた者で，その障害の程度が省令別表の3級又は4級_____に該当し，かつ，児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知能指数が50以下と判定された者_____

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給対象となった児童

カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表1級に該当する障害年金等受給権者_____

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

第123号) に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

第3条以下省略

第123号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項（以下「政令第6条第3項」という。）の1級に該当する者

ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

第3条以下省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。